

記載例

離婚届

令和 8 年 4 月 1 日

提出日を記入

武蔵村山市長 殿

(1) 氏名	夫 ミホシダ タロウ 見本 太郎	妻 ミホシダ ハナコ 見本 花子
生年月日	平成 元年 1 月 2 日	平成 3 年 4 月 5 日
住所	東京都武蔵村山市本町 1 丁目 1 番地の 1	東京都武蔵村山市緑が丘 1 4 6 0 番地 1104-111 村山アパート 101 号
(2) 本籍	東京都武蔵村山市本町一丁目 番地 1	
父母及び養父母の氏名	夫の父 見本 村郎 母 見本 山美	妻の父 長野 崇 母 東京 咲子
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決	
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	
(5) 未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子 見本 一郎 父(夫)が親権を行う子 見本 二郎 母(妻)が親権を行う子 見本 三郎	

(5) 未成年の子がいる場合、該当する欄に全員  
の氏名をご記入ください。また、その下の欄の  
内容をご確認の上、チェックを入れてください。

余白に、日中連絡のつきやすい  
電話番号をご記入ください。

090-0000-0000 (夫)  
080-0000-0000 (妻)

(6) 同居の期間	平成 28 年 1 月 から 令和 8 年 3 月 まで
(8) 別居する前の住所	東京都武蔵村山市本町 1 丁目 1 番地 村山アパート 101 号
(9) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を併せている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(営利目的)の常務取締役世帯等の先任役員者数が1人から9人までの世帯(日本または1年以上の海外の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. もとにあってはならない常務取締役兼役員者世帯及び会社役員(日本または1年以上の海外の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあってはならないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者がない世帯
(10) 夫妻の職業	夫の職業 専門・技術職 02 妻の職業 事務職 03
その他	必ず夫と妻 2 人の署名をしてください。
届出人署名(捺印印は任意)	夫 見本 太郎 印 妻 見本 花子 印
証人(協議離婚のときだけ必要です)	署名(捺印印は任意) 見本 村郎 印 東京 咲子 印 生年月日 昭和 41 年 2 月 3 日 昭和 45 年 6 月 7 日 住所 東京都武蔵村山市学園 4 丁目 5 番地の 1 1104-111 本籍 東京都武蔵村山市学園 4 丁目 5 番地 1 東京都武蔵村山市緑が丘 1 4 6 0 番地

協議離婚の場合は証人として成人 2 人の署名が必須  
です(裁判離婚の場合は不要)

未成年の子がいる場合、3 項目(子育ての分担、  
親子交流、養育費の分担)について、それぞれ当て  
はまる方にチェックを入れてください。  
法務省のウェブサイトでも詳しい情報を公開してい  
ます。下部のQRコードをご利用ください。

法務省 離婚

法務省パンフレット

法務省の解説動画

日本司法支援センター(法テラス)では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。  
【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houteras.or.jp